

市県民税(住民税)の相談・申告受付のお知らせ 三次市

令和7年分(令和7年1月1日~12月31日)の所得等について相談・申告を受け付けます。

【通常会場】

と き 2月16日(月)~3月16日(月) ※土日祝を除く 8時45分~16時(相談時間は17時まで)

ところ 市役所本館6階 603会議室、各支所(4ページ参照)

※ 開庁時間は8時30分です。入庁は、8時30分までご遠慮願います。

【特別会場】

と き 2月28日(土) 8時45分~16時(相談時間は17時まで)

ところ まちづくりセンター(ペペラホール) ※この日は市役所本館・各支所での受付は行いません。

令和8年度(令和7年分)の申告について

- 申告が必要であるかどうかは3ページを参考にしてください。
- 前年1年間(令和7年1月1日~12月31日)の所得等の申告をお願いします。
所得証明書等が必要な場合や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の適正な計算や軽減、国民年金保険料の免除判定、医療費の負担判定、医療費の限度額認定証の発行等には所得等の確認が必要となりますので、市県民税申告書の提出をお願いします。
- 申告書を作成した後に、申告内容の確認をお願いします。源泉徴収票や控除証明書等の対象年分、金額等を確認したり、昨年申告した申告書の控え等と比較したりして、申告内容に誤りがないか確認をお願いします。

申告に必要なもの

※このほかにも申告に必要と思われるものは持参してください。

申告する方と扶養親族の方の本人確認書類(個人番号と本人を確認できる書類)

次の(1)か(2)の原本もしくは両面コピー

(1) マイナンバーカード(数字4桁、英数字6桁以上16桁以下の2種類のパスワードが必要です。)

(2) マイナンバーカードがない方は、個人番号通知カード(記載されている氏名・住所等が住民票と一致している場合に限る。)またはマイナンバーが記載された住民票のいずれか1点と本人を確認できる書類(運転免許証、身体障害者手帳、パスポート、在留カード等)のいずれか1点

申告者本人名義の預貯金通帳またはキャッシュカード、通帳の届出印

給与や退職所得、公的年金等の源泉徴収票の原本、報酬等の支払調書の原本

個人年金、満期保険金、解約保険金等の支払証明書、シルバー人材センターの配分金の支払証明書

配当や株式、土地等の譲渡といった申告に必要な書類

災害、盗難、横領に関連してやむを得ず支出した領収書、保険金等の明細書等

医療費控除の明細書(医療を受けた方の氏名、医療機関名、医療費等の金額等を記入したもの)

医療費の領収書、医療費の補てん金の明細書、医療費のお知らせ、おむつ使用証明書等

健康保険料や国民年金保険料等の社会保険料を支払った領収書や支払証明書等

生命保険、地震保険、寄附金の控除証明書、障害者関係の手帳等、学生証等の各種控除の証明書等

<農業所得を申告される方>

農業所得の収支を記入した「月別集計表(広報みよし1月号に折込)」や収支の分かる領収書、預貯金通帳、米の直接支払交付金、農業補償、農業関係の交付金・補助金・補償金、中山間交付金、農業関係の契約書等申告に必要な書類
<農業、営業等の事業所得や不動産所得を申告される方>

各所得の収支内訳書や収支明細等の申告に必要な書類

税務署からの確定申告の案内はがき

電子申告(e-Tax)の暗証番号がわかるもの(ある方のみ)

お問い合わせ

<市県民税申告について>

課税課 市民税係 TEL:0824-62-6122 / FAX:0824-62-6352

君田支所 TEL:0824-53-2111

布野支所 TEL:0824-54-2111

作木支所 TEL:0824-55-2111

吉舎支所 TEL:0824-43-3111

三良坂支所 TEL:0824-44-3111

三和支所 TEL:0824-52-3111

甲奴支所 TEL:0847-67-2121

<確定申告について>

三次税務署 TEL: 0824-62-2721(代)

申告する際にご注意いただきたいこと

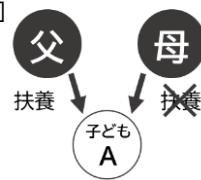
【寡婦控除、ひとり親控除の適用について】

寡婦かひとり親に該当する方は寡婦控除またはひとり親控除を受けられます。適用漏れがないようご注意ください。

【一時所得・雑所得の申告について】

生命保険会社等から受け取る個人年金、満期金や一時金が一時所得や雑所得として申告する必要があるかどうか、生命保険会社等から送付された書類でもう一度確認してください。

[図1]



※父がAを扶養にとる場合
母はAを扶養にとれません

【被扶養者等の所得超過・重複について】

被扶養者となる要件は、所得58万円以下です。被扶養者1人につき扶養者は1人までです。

例えば、子どもAを父と母両方が扶養にとることはできません。※図1参照

申告会場の混雑緩和にご協力ください

【市県民税申告書を電子申請で提出できます】

インターネットに接続できるパソコンやスマートフォン、タブレットがあれば、自宅で市県民税申告書の作成・提出ができます。申告会場の混雑を避けるため、「市民税・県民税申告書作成システム」の活用にご協力ををお願いします。作成方法等は市ホームページをご覧ください。

※「令和8年度(令和7年分)市民税・県民税申告書作成システム」は令和8年2月中旬に公開予定です。

「市民税・県民税申告書作成システム」では、市県民税申告書の作成に限らず、確定申告をした際の還付金の有無やふるさと納税の控除限度額を確認できますのでぜひご利用ください。



市ホームページ

【スマートフォン等で受付状況を確認できます】

申告会場の受付状況や待ち人数をリアルタイムで確認することができます。(市役所本庁会場のみ)

午前中は特に混雑します。会場へお越しになる際の参考にしてください。



受付状況を確認する

三次税務署からのお知らせ 「マイナンバーカード」と「2種類のパスワード」をご持参ください

【申告会場のご案内】

とき 2月16日(月)～3月16日(月) ※土日祝を除く 8時30分～16時(相談時間は9時～17時)

ところ 三次税務署(三次市十日市東一丁目13番5号)

- 会場では、原則として、ご自身のスマートフォンを利用して確定申告書等を作成していただきます。
 - マイナンバーカードをお持ちの方へ
- ①マイナンバーカード、②利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)、③署名用電子証明書のパスワード(英数字6字以上16字以下)の持参をお願いします。
- 相談には入場整理券が必要です。提出のみの方は、入場整理券は不要です。
- ※整理券の枚数には限りがあり、整理券(当日配付分)がなくなり次第、受付は締め切ります。整理券は、国税庁のLINE公式アカウントからも事前に取得できます。

【2月13日以前に税務署で相談を希望される方へ】

2月13日以前に税務署窓口での相談を希望される方は事前予約(電話またはLINEでの予約)が必要です。

※当日受付は行っていません。

とき 1月13日(火)、1月27日(火)、2月9日(月)～2月13日(金) ※祝日を除く
※相談枠がなくなり次第締め切ります。

予約方法 (1) 電話予約：三次税務署個人課税部門 0824-62-2723(ダイヤルイン)
(2) LINE予約：「国税庁LINE公式アカウント」から予約をお願いします。



国税庁LINE公式アカウント

【e-Tax申告にご協力ください】

申告会場の混雑緩和のため、スマホ・パソコンを利用した自宅等からのe-Tax申告にご協力ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税および復興特別所得税の申告書等の作成・e-Taxによる送信(提出)ができます。また、自動計算されるので計算誤りがありません。

確定申告書の作成は
こちらから



<お問い合わせ> 三次税務署 TEL: 0824-62-2721(代)

1年(1月1日～12月31日)の主な収入は何ですか？

収入なし

給与収入

公的年金

その他
(農業など)

家族の税制上の扶養
(源泉徴収票等で扶養)ですか？

はい いいえ

次のいずれかに該当する
・年末調整をしていない
・給与収入が2,000万円超
・2か所以上の給与がある

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

公的年金以外に収入がある

はい いいえ

公的年金以外の所得が
20万円を超える

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

所得金額(収入－経費)が
所得控除の合計額よりも大きい

はい いいえ

市県民税申告
確定申告

はい いいえ

③

所得金額(収入－経費)が
所得控除の合計額よりも大きい

はい いいえ

市県民税申告
確定申告

はい いいえ

公的年金は
遺族・障害年金のみである

はい いいえ

市県民税申告
確定申告

はい いいえ

公的年金源泉徴収票に記載
されていない控除を追加する
(医療費・障害・寡婦控除など)

はい いいえ

市県民税申告
確定申告

はい いいえ

<申告フロー チャート>
申告が必要か確認してみましょう！
※ 結果が申告不要、市県民申告の場合
でも、確定申告をすることで還付金
が発生する場合があります。
※ 所得税還付の場合、確定申告書の提
出義務は発生しません。
※ 本フロー チャートで判別できない場
合があります。

重要なお知らせ

申告受付システムの変更により、市役所、支所では、令和8年から次の書類の作成ができなくなるため、手書きで作成していただくことになります。

ご迷惑をおかけしますが、次の申告をされる場合は、スマホ・パソコンを利用したe-Tax申告または税務署での申告にご協力ください。※税務署、e-Tax申告については2ページをご覧ください。

<税務署、e-Tax利用をお願いしたい申告>

- ・確定申告書第3表(土地建物の譲渡所得、株式等の譲渡所得)の付表
- ・確定申告書第4表(損失申告用)
- ・準確定申告書(お亡くなりになった方の申告)の付表
- ・免税牛の売却に係る申告の付表

日程表

月日	曜日	三次		三和		君田・布野・作木 吉舎・三良坂・甲奴			
		会場	対象地域	会場	対象地域	会場	対象地域		
2月16日	月	市役所本庁会議室本館6階	青河	三和支所	上山1区	各支所	各町全域 (予約制)		
2月17日	火		石原、海渡、上田		上山2区				
2月18日	水		三若、有原		上山3区				
2月19日	木		河内		上山4区				
2月20日	金		粟屋西		敷名1区・2区				
2月24日	火		粟屋(粟屋西以外)		敷名3区A~4区B				
2月25日	水		神杉1区~13区		敷名5区~8区				
2月26日	木		神杉14区~23区		敷名9区~11区				
2月27日	金		十日市 ※12時まで		上板木1区・2区				
2月28日	土	会 場 : みよしまちづくりセンター(三次市十日市西六丁目10番45号) 対象地域 : 市内全域							
3月2日	月	市役所本庁会議室本館6階	西酒屋	三和支所	上板木3区~5区	各支所	各町全域 (予約制)		
3月3日	火		東酒屋		大力谷全域				
3月4日	水		大田幸、塩町		羽出庭1区~5区				
3月5日	木		糸井、志幸、木乗、小田幸		高鉢、羽出庭6区A~9区				
3月6日	金		和知		羽出庭10区A~14区				
3月9日	月		向江田		羽出庭15区~18区				
3月10日	火		上志和地、下志和地		下板木1区~3区				
3月11日	水		上川立、下川立、秋町		下板木4区~7区、福田全域、長谷				
3月12日	木		三次、日下、三原		三和町全域				
3月13日	金		畠敷、後山		三和町全域				
3月16日	月		四拾貫、南畠敷		三和町全域				

対象地域の日程を指定していますが、指定日以外の地域の方も申告相談を受け付けできますのでご都合のよい日程でご来庁ください。(予約制の会場は電話等で事前予約が必要です。)